

公益社団法人

日本監査役協会

Japan Audit & Supervisory Board Members Association

事業案内

Contents 目次

ごあいさつ	2
-------	---

協会とは

監査役とは	3
協会とは	4
協会の沿革	5
会員の状況	6
協会の活動	7
協会からの对外発信	8

ご活用ガイド

協会をご活用いただくために — 4つのキーワード —	9
----------------------------	---



学ぶ



交流する



調べる



相談する

入会のご案内	16
--------	----

協会事務所のご案内	17
-----------	----



公益社団法人日本監査役協会
会長 後藤 敏文

ごあいさつ

平成26年以降、会社法の改正、スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施等が相次いで行われ、わが国の企業統治改革は大きく進展しました。最近では、監査の状況が株主や投資家の関心事であることを受け、上場会社を中心に、会計監査においては「監査上の主要な検討事項」いわゆるKAMの記載、また有価証券報告書等では監査役会等を含めた監査の状況の記載が必要となるなど、情報提供の充実が求められるようになりました。

監査を通じた企業統治の向上は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にもつながるものです。企業統治の一翼を担う者として、監査役・監査委員・監査等委員・監事の職責に対する認識と期待が高まっており、我々監査役等は、期待に応えるべく覚悟をもってその職責を果たすことが、今まで以上に求められています。

公益社団法人日本監査役協会は、昭和49年の設立以来、監査役等に対する支援を目的とした活動を行ってきており、平成23年には「監査役理念」及び「日本監査役協会の理念」を制定しました。

主要な活動としては、年2回の監査役全国会議の開催、各種多様な研修会・講演会の開催、監査役等の相互の意見・情報交換の場としての各種部会活動等があり、監査役等として必要な知識を習得し、監査品質の向上を図るための自己研鑽の機会を数多く提供しております。また、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」をはじめとする監査役等の監査のための各種基準のほか、監査役等と会計監査人や内部監査部門との連携、企業不祥事の防止に関する報告書などを作成し、監査役等の皆様に、その職務を遂行するに当たっての行動指針、ベストプラクティスとしてご活用いただいております。近年は、中小規模会社の監査役等、さらには監査役等のスタッフに対する支援活動にも注力しており、それぞれを対象とした研修会や講演会を開催するとともに、各種マニュアルやガイドブックを作成し、その解説会等を開催するなど、支援に努めております。

当協会では、監査役等に係る諸制度の動向を注視するとともに、上述の企業統治改革に関連する新たな制度についても実務に役立つ情報を提供しております。また、公益社団法人としての役割に鑑み、法務省、経済産業省、金融庁、東京証券取引所や日本公認会計士協会等の各種委員会に参画するなど、監査役等の活動をより一層社会に貢献するものとすべく、関係当局・諸団体に対する積極的な意見提案に努めております。

現在、当協会には、約7,000社、約8,800名の方々に会員としてご登録いただいております。今後多くの会員の皆様に役立つサービス提供のため、協会活動の充実にも努めてまいります。

会員の皆様には引き続き協会活動へのご理解、ご協力をお願いするとともに、未加入の監査役等の皆様には、当協会へのご入会を心からお願い申し上げます。

令和元年11月

監査役とは

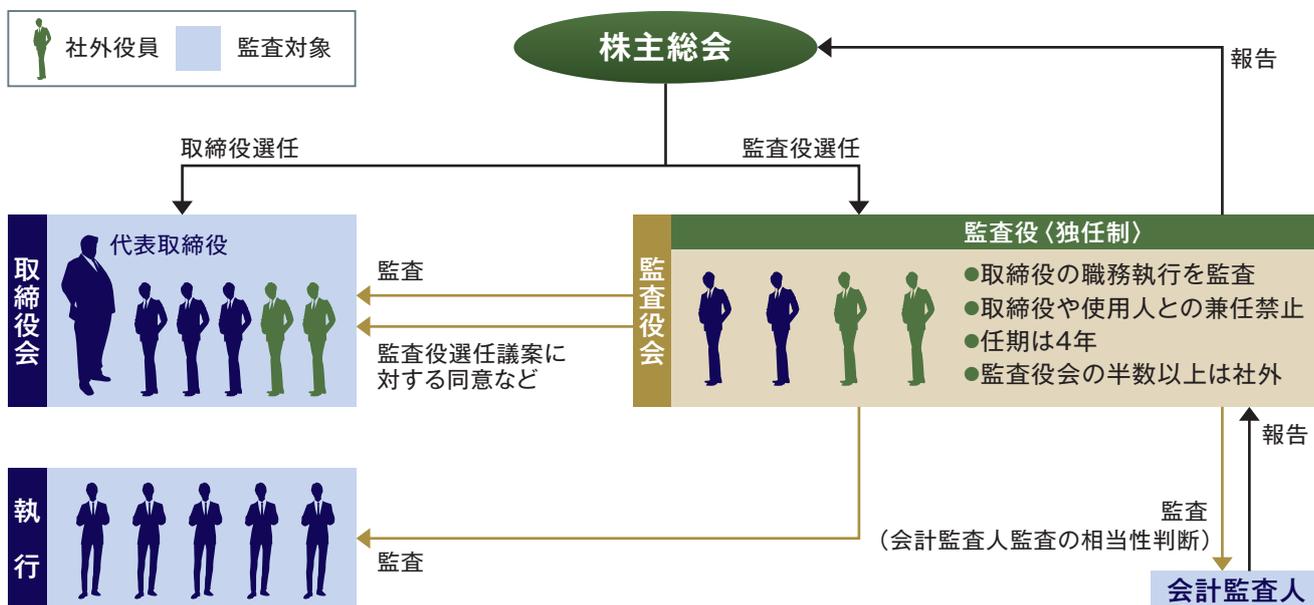
監査役の理念

監査役はコーポレート・ガバナンスを担うものとして、公正不偏の姿勢を貫き、広く社会と企業の健全かつ持続的な発展に貢献する。

監査役の行動指針

1. すべてのステークホルダーからの役割期待に応えるべく、継続的に研鑽に努め、独立自尊の精神を涵養し、信頼足り得る監査役を目指します。
 2. 誠実さを旨とし、判断の根拠を広く社会に求めるとともに、現場に立脚した正しい情報に基づき、公正と信義を重んじた日々の監査役活動を遂行します。
 3. いかなる状況下にあっても、毅然とした態度で監査役職務を全うし、説明責任を果たし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。
- 注) 監査役には監査委員・監査等委員・監事等を含む。

監査役は、株主総会の決議によって選任され（会社法329条1項）、取締役の職務執行を監査し、監査報告を作成します（会社法381条1項）。



主な監査役・監査役会の権限

- 会社業務・財産状況調査権
- 取締役への出席義務及び意見陳述義務
- 計算書類等の監査
- 取締役の違法行為差止請求権
- 監査役選任議案に対する同意権
- 会計監査人の解任権及び選解任議案の決定権
- 会計監査人の報酬等の同意権

協会とは

日本監査役協会の理念

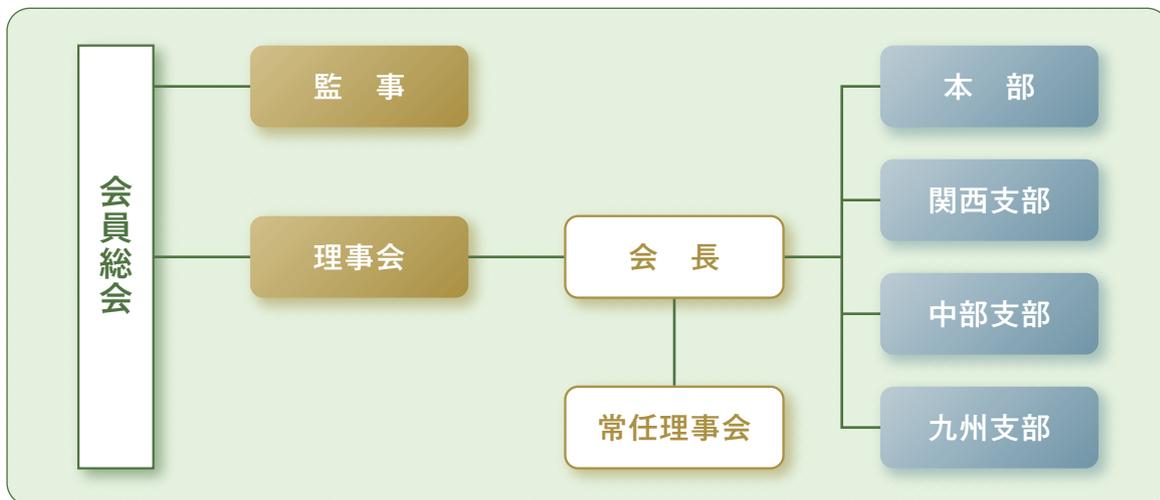
当協会はわが国の監査役制度の信頼性と有用性を広く内外に掲げ、
監査役の使命を高揚し、良質なコーポレート・ガバナンスの確立をもって、
豊かなグローバル社会の実現を目指す。

日本監査役協会の取組み

1. 監査役が自らの職責を十分に果たせるよう、その役割と機能を究明し、時代の要請に応えた活動指針を提示します。
 2. 企業の社会的責任の遂行とコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するため、監査役に啓発と研鑽の機会を提供します。
 3. 監査役制度の有用性をより高めるため、広く社会との対話を促進し、わが国のコーポレート・ガバナンスのあるべき姿を提言します。
- 注1) 監査役には監査委員・監査等委員・監事等を含む。注2) 監査役制度には、監査委員会制度・監査等委員会制度を含む。

協会の概要

- 設 立** 昭和49年5月17日、法務大臣より許可を得て設立。
平成23年9月1日、公益社団法人に移行。
- 目 的** 監査役（監査委員会及び監査等委員会を含む）監査制度の調査、研究、普及・啓発活動等を通じて、監査品質の向上を図り、企業の健全性の確保に努めるとともに、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与し、日本経済の健全な発展に貢献する。
- 事業内容** (1) 監査制度に関する政府及び関係機関等への提言、実務指針・報告書の編纂
(2) 監査制度に関する調査・情報収集・分析、情報提供
(3) 監査役等に求められる機能と権限が発揮されるよう専門知識の習得を図る機会等の提供
(4) 監査制度・実務等に関する各種相談・助言



(監査役等には監査委員・監査等委員・監事を含みます。)

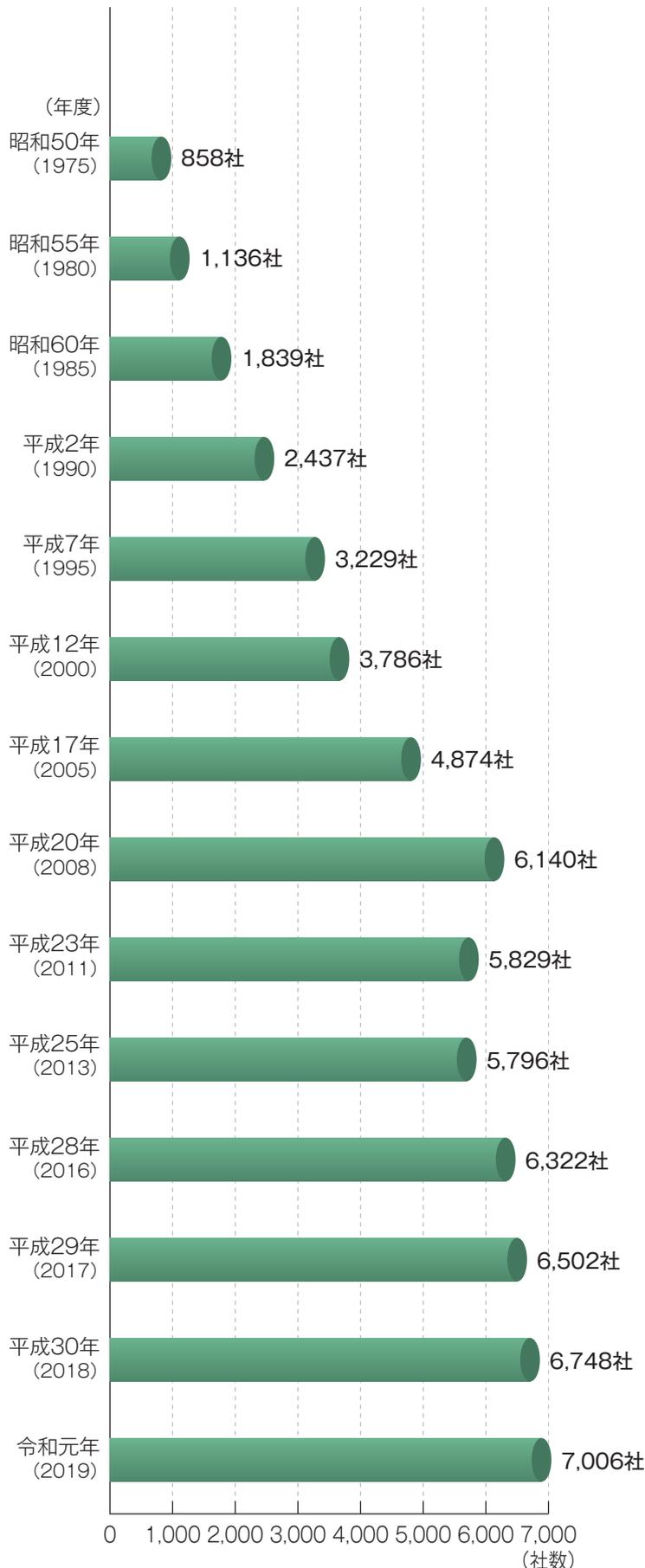
協会の沿革

協会の沿革

監査役の業務内容・権限等の変遷 協会の主な出来事

昭和49年 (1974)	商法改正 <ul style="list-style-type: none"> ● 監査役の業務監査権限復活 ● 日本監査役協会発足
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役監査基準制定 ● 関西支部設置
昭和56年 (1981)	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数監査役・常勤監査役制度の導入（大会社） ● 会計監査人選解任同意権
平成5年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役制度導入、監査役会の法定（大会社）
平成8年 (1996)	<ul style="list-style-type: none"> ● 中部支部設置
平成13年 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役の資格厳格化（5年要件の撤廃と員数半数以上） ● 監査役の選任同意権
平成14年 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会等設置会社（現・指名委員会等設置会社）導入 ● 連結計算書類の監査、連結子会社調査権
平成16年 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役監査基準の全面改正 ● 協会設立30周年
平成17年 (2005)	会社法制定 <ul style="list-style-type: none"> ● 機関設計の多様化（監査役・監査役会の任意機関化） ● 内部統制システムの監査 ● 会計監査人の報酬等の同意権
平成18年 (2006)	金融商品取引法制定 <ul style="list-style-type: none"> ● 財務報告に係る内部統制報告制度の導入
平成20年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会設置
平成21年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ● 九州支部設置
平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益社団法人日本監査役協会に移行 ● 「監査役の理念」制定
平成24年 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな「監査役等の英文呼称」を推奨
平成26年 (2014)	会社法改正 <ul style="list-style-type: none"> ● 会計監査人選解任議案の決定権 ● 監査等委員会設置会社導入 ● 協会設立40周年
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンス・コード制定

会員会社数の推移



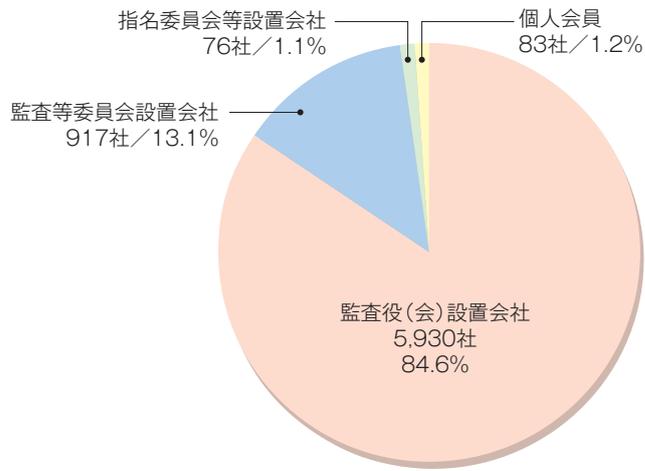
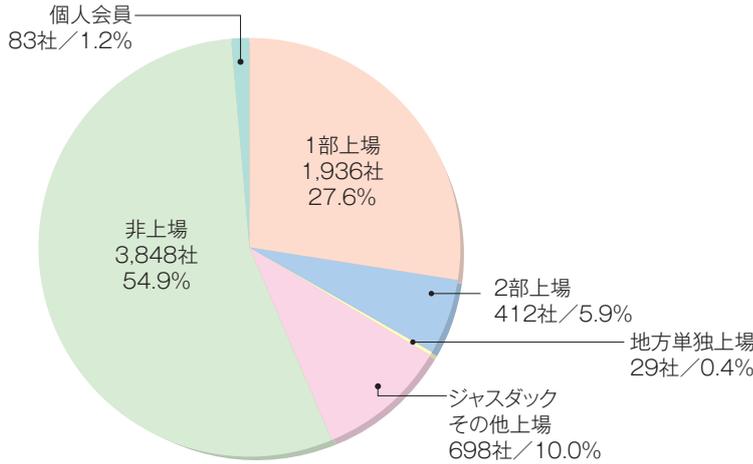
会員会社の機関設計区分

会員会社の地区別区分

会員の状況

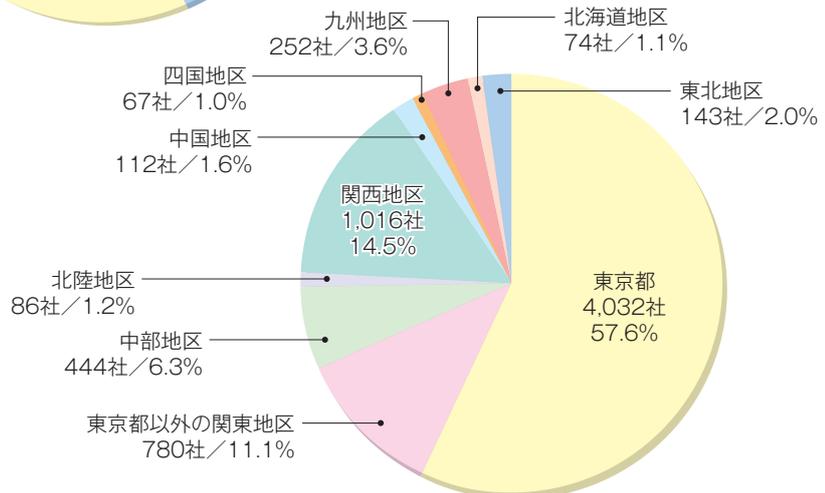
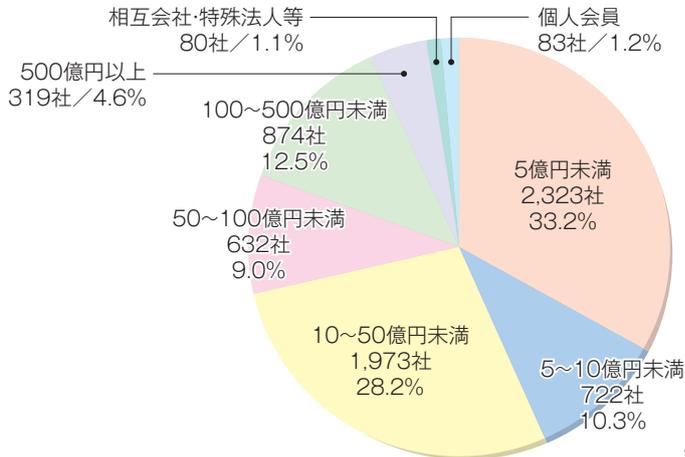
2019年8月末現在

会員会社の上市等の区分



※監査役(会)設置会社には監事設置法人を含む。

会員会社の資本金別区分



協会の活動

建議・提言・調査・研究

監査役制度に関して、立法府や関係団体に対する建議・提言等を行っています。
また、委員会・研究会を設置し、又は関係団体と共同して監査制度等に関する調査・研究を行い、各種報告書を取りまとめています。

セミナー

毎年春と秋に、経営者や各界の有識者、監査役等による講演、パネルディスカッション等を行う監査役全国会議を開催しています。また、監査役等の職務に必要な法律・会計・リスクマネジメント等に関する研修会・講演会・解説会を開催しています。

相互交流

監査役等が相互に監査実務に関する情報・意見交換を行ったり、各社における監査事例を発表する監査実務部会をはじめとした情報交換会を開催しています。

中小規模会社支援事業

中小規模会社向けの監査実務に関するマニュアル等を策定し、また、解説会・講演会を開催しています。

監査役スタッフ対象事業

監査役・監査委員会・監査等委員会等の補助使用人（監査役・監査委員会・監査等委員会等スタッフ）のスキルアップのための研修会や情報交換の機会を設けています。

実務相談

日常の監査実務を遂行する際に生じた様々な疑問について、専門家の先生に直接相談できる「相談室」を設置しています。また、会員専用マイページ上に「Net相談室」を設置しており、インターネットを通じて監査実務に関する相談ができます。

情報提供

監査役等に必要情報を提供すべく、機関誌「月刊監査役」を発行し、協会ホームページを設置しています。また、会員向けメールマガジンを発行するなど、各種情報提供を行っています。

役員人材バンク

役員等の人材を必要とする法人のために、協会登録監査役・監査委員・監査等委員・監事及びそのOBで社外役員等へ就任する意思のある方々のリストを協会ホームページ上に掲載しています。

協会からの対外発信

建議・提言

- 監査基準委員会研究報告「監査報告書に係る Q&A」の公開草案に対する意見（2019.7）
- 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対する意見（2018.12）
- 「監査基準の改訂に関する意見書」に対応する監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案に対する意見（2018.11）
- 「監査基準の改訂について（公開草案）」に対する当協会の意見（2018.6）
- 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案に対する意見（2018.4）

調査・研究

監査役／監査委員／監査等委員の行動指針・ひな型

- 監査役監査基準／内部統制システムに係る監査の実施基準
- 監査委員会監査基準／内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準
- 監査等委員会監査等基準／内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準
- 監査報告のひな型
- 監査役会規則／監査委員会規則／監査等委員会規則のひな型

監査役監査の具体的実務ガイド

- 監査役監査実施要領……具体的な監査実務の方法を詳細に説明した実務書
- 新任監査役ガイド……初めて監査役に就任した方のための必携の書
- 会計監査人非設置会社の監査役の会計監査マニュアル……監査役に必要な会計監査の基本的知識を1冊に集約
- 中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

会計監査に関する報告書

- 「監査上の主要な検討事項（KAM）に関する Q&A 集・前編」（2019.6）
- 「会計監査人との連携に関する実務指針」（2018.8）
- 「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（2018.1）
- 「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017.10）

各種委員会・研究会報告

- 「監査役の選任及び報酬等の決定プロセスについて—実務実態からうかがえる独立性確保に向けた課題と提言—」（ケース・スタディ委員会、2019.11）
- 「監査役（会）の視点から見たコーポレートガバナンス改革～現状の課題とより機能するためへの提言～」（関西支部監査実務研究会、2019.8）
- 「監査役監査チェックリスト①～④」（中部支部監査実務チェックリスト研究会、2019.5）
- 「『企業内容等の開示に関する内閣府令』における『監査役監査の状況』の記載について」（監査法規委員会、2019.4）
- 「選任等・報酬等に対する意見陳述権に関連して監査等委員会に期待される検討の在り方について—サクセッション・プランへの関与を中心とした分析—」（監査等委員会実務研究会、2019.2）
- 「企業不祥事の防止と監査役等の取組—最近の企業不祥事案の分析とアンケート結果を踏まえて—」（ケース・スタディ委員会、2018.12）
- 「監査役視点によるコーポレートガバナンス・コードの分析—適用2年目における開示事例等の分析—」（ケース・スタディ委員会、2017.12）
- 「選任等・報酬等に対する監査等委員会の関与の在り方—実態調査を踏まえたベストプラクティスについて—」（監査等委員会実務研究会、2017.12）
- 「監査役等と内部監査部門との連携について」（監査法規委員会、2017.1）

協会をご活用いただくために 4つの キーワード

Keyword 01

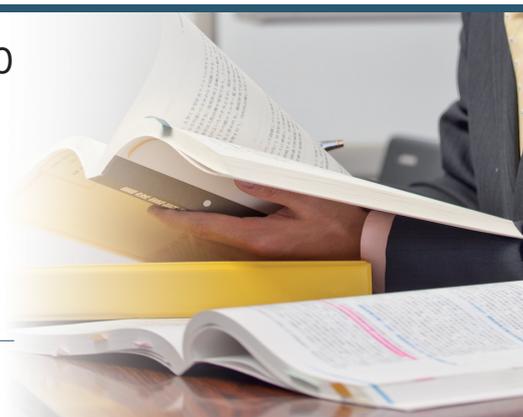
▶▶▶ P.10



学ぶ

監査役等の職務に必要な法律・会計・監査実務等を学ぶことができます。

- 監査役全国会議
- 研修会
- 講演会／解説会



Keyword 02

▶▶▶ P.11~12



交流する

監査役等の相互の交流を通じ、監査実務に関する情報共有・意見交換ができます。

- 情報交換会



Keyword 03

▶▶▶ P.13~14



調べる

監査役等の実務に役立つ最新情報を入手することができます。

- ホームページ
- 刊行物



Keyword 04

▶▶▶ P.15



相談する

監査を実施する上で、法律解釈等に疑問が生じたときに相談できます。

- 月例相談室
- 法的サポート相談室
- Net 相談室





監査役全国会議

監査役等の監査水準の向上と監査役等の相互の情報交換の場として、全会員を対象に毎年2回、監査役全国会議を開催しています。この会議では、各界の有識者による講演、監査役等による監査事例報告、研究発表、シンポジウム等を行っています。

〔開催例〕 **第89回 監査役全国会議**

開催日:A会議 2019年10月1日(火)~2日(水)
B会議 2019年10月3日(木)~4日(金)
会場:ホテルニューオータニ大阪

主 題 企業不祥事防止に向けた監査役等の役割—高まる期待に応えるために—

講 演 「持続的な企業価値創造とコーポレートガバナンス」

〔講師〕塩野義製薬(株) 代表取締役社長 手代木 功

文化講演 「2025年大阪・関西万博誘致と今後について」

〔講師〕一般社団法人2025年日本国際博覧会協会 副事務総長 襟 真夏

全体会 「企業不祥事防止に向けた監査役等の役割—高まる期待に応えるために—」

〔パネリスト〕関西電力(株) 常任監査役 八嶋 康博

前ヤマハ(株) 独立社外取締役監査委員長 箱田 順哉

A 会議:住友商事(株)／味の素(株)／(株)りそなホールディングス 社外取締役 岩田 喜美枝

B 会議: ANA ホールディングス(株)／三井物産(株)／(株)みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 小林 いずみ

〔コーディネーター〕田辺総合法律事務所 パートナー 弁護士／公認不正検査士 中西 和幸

※その他、3つの分科会に分かれて事例報告等を実施

研修会

監査役等の職務を遂行する上で重要な、会社法・会計・監査実務等に関する研修会を開催しています。(本部／支部それぞれにおいて開催。講師は、弁護士、公認会計士、大学教授等)

監査役監査基準

監査役会規則

監査報告書

の理解

法律講座

- 監査役等の役割と責任
- 株式会社の機関の基本
『取締役・取締役会』
『監査機関』
- 最新の株主総会に関する実務上の留意点
- 監査役等の視点から考える株主代表訴訟の法と実務
- 子会社不祥事事案から学ぶ内部統制システムの構築及び危機対応

会計講座

- 監査役等の会計監査と会計監査人の監査
- 経理部門経験のない監査役等のための会計基礎知識研修(連続講座)
①簿記・会計基礎
②監査・会計応用
③税務
- 事業報告・計算書類等の作成上の留意点と監査について
- 期末会計監査の実務上の留意点

リスクマネジメント講座

- 監査役等のためのコンプライアンス入門
- 近時の事例から考える監査役等の有事対応
- 企業不祥事・従業員不正の事実解明、把握に向けた社内調査の進め方と監査役等の留意点
- 「調査報告書」から見る危機対応にかかる第三者委員会と監査役等の留意点
- 企業経営における労働法務に関するリスクマネジメント

その他の講座

取締役向け講座

監査役等スタッフ向け講座

講演会／解説会

監査に直接関係する知識・情報のみならず、広く政治・経済・社会・文化等多角的な視野から有識者による講演を本部／支部それぞれにおいて開催しています。また、法令や実務指針の改正時には、立法担当者等による解説会を開催しています。



交流する

Interacting

情報交換会

会員監査役等の相互交流の場として、自社における監査実務に関する情報・意見交換や各社における監査事例の報告を行う監査実務部会や情報交換会等を開催しています。一つの会合は、30~60人程度の人数で構成され、資本金別、業態別、テーマ別に分かれるなど、本部・支部それぞれにおいて、多数の会合をご用意しています。

主な会合

- 監査実務部会、会計監査実務部会
- 大規模会社・中堅企業・中小会社・海外・会計・地区（中国、四国）監査実務部会等（関西支部）
- 地区別情報交換会（北海道、東北、新潟、静岡、北陸、中国、四国、南九州、沖縄）
- 会員情報交換会（関西支部）
- 会計監査情報交換会（中部支部）
- 新任監査役等情報交換会（本部／支部）
- 日本公認会計士協会 関西地区三会との情報交換会（関西支部）
- 監査等委員会情報交換会（本部／関西支部／中部支部／九州支部）

会員の
声より

監査実務部会参加のメリット

部会内での情報は
原則“部外秘”だから

本音が聞ける!

実際に使用している

**監査ツールが
入手できる!**

教科書に載っていない
極めて

**実務的な話が
聞ける!**

社外の実情を学ぶことで、
社内での発言に

説得力が増す!

困ったときに
相談し合える

仲間ができる!



監査役スタッフ対象事業

当協会では、監査役等の補助業務を担当されているスタッフを対象として、監査業務に関する必要な知識や情報の提供、監査役スタッフ同士の相互交流など、監査役スタッフをサポートするため、次の事業を行っています。（研究会等への参加は、本部又は支部事務局までお申し込みください）

監査役スタッフ全国会議

全国の監査役スタッフが一堂に会し、研修や情報収集・意見交換を行うために、毎年1回、全国会議を開催しています。この会議では、講演・シンポジウム、テーマ別分科会、研究報告などが行われます。

〔開催例〕 第41回 監査役スタッフ全国会議

開催日:2019年9月19日(木)~20日(金)
会場:アクトシティ浜松

主 題 「監査役監査への信頼確保のために—時代が要請する監査役役割とスタッフの取組—」

基調講演 「情報開示の進展と監査役役割」

〔講師〕同志社大学法学部・大学院法学研究科 教授 川口 恭弘

講演Ⅰ 「事例から学ぶ企業不祥事対応～平時の対策から事後対応まで～」

〔講師〕国広総合法律事務所 パートナー弁護士 中村 克己

講演Ⅱ 「監査上の主要な検討事項(KAM)の導入に伴う監査役等の対応
～日本監査役協会『KAMに関するQ&A集・前編』の解説を中心として～」

〔講師〕当協会会計委員会委員/日本電気(株) 監査役 川島 勇

※その他、4つの分科会に分かれて事例報告やグループ討議等を実施

監査役スタッフ研究会

監査役及び監査役スタッフ業務に役立つような、特定のテーマについて研究を行い、その研究成果を取りまとめて発表しています。（本部/関西支部で開催）

- 『『新オレンジ本』から読み解く監査役スタッフ業務の再整理（後編）』
（本部監査役スタッフ研究会、2019.7）
- 「監査活動の現状と監査役役割・責任について
—コーポレートガバナンス改革を受けた実効的な監査役監査を目指して」
（関西支部監査役スタッフ研究会、2018.8）

監査役スタッフ実務部会

各社における監査業務の情報・意見交換、監査事例の相互紹介などの交流を目的とする会合を開催しています。（本部/支部で開催）



調べる

Examining

ホームページ

日本監査役協会



http://www.kansa.or.jp/

A ニュース

年別一覧
カテゴリ別一覧

B セミナー

研修会／講演会
全国会議
部会／研究会

C 監査実務支援

電子図書館
監査トピックス
監査役監査の基礎知識
自己診断
監査役インタビュー
対談



D 刊行物

月刊監査役
監査役小六法
監査役監査実施要領
刊行物のご注文

E 監査役制度

監査役とは
監査役関連法令
日本の監査役制度
(図解)
海外における監査役
制度の周知に向けて

F 当協会について

監査役／
日本監査役協会の理念
協会概要
会長あいさつ
会員構成
所在地
入会案内

電子図書館

「監査役監査基準」等の行動指針、委員会・研究会報告、調査・研究結果など、監査役等の実務に役立つ報告書を所蔵しています。



会員専用マイページ

会員の方は、会員専用マイページにサインインすることで、研修会等のお申込み、会員登録情報のご変更・ご確認、Net相談室、「月刊監査役」記事検索等のコンテンツをご利用いただけます。





刊行物

月刊監査役



コーポレート・ガバナンスのあり方、監査役・監査委員・監査等委員・監事に関する実務情報、協会活動の紹介等を内容として毎月発行しています。

B5判 毎月25日発行

●年間購読や1冊でのご購入も可能です。

年間購読料18,500円(税込・送料含) 個別購入 通常号1,250円/臨時増刊号2,100円(税込・送料別)

●登録監査役等の皆様には毎月お送りいたします。(年会費には「月刊監査役」の年間購読料が含まれています)

監査役小六法



監査役等の業務に必要な会社法等の法律と当協会の基準等を収録した法令集です。

江頭 憲治郎/中村 直人 編集

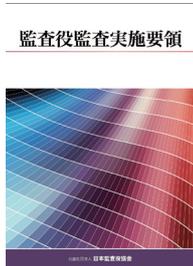
会社法編(A5判) 定価3,500円(税込・送料別)

●会社法 ●会社法施行規則 ●会社計算規則 ●日本監査役協会関係資料 他

金融商品取引法編・競争法他編(A5判) 定価3,500円(税込・送料別)

●金融商品取引法 ●独占禁止法 ●監査基準/監査における不正リスク対応基準 他

監査役監査実施要領



監査活動について具体的かつ詳細に解説した書籍です。

改正会社法にも対応しています。

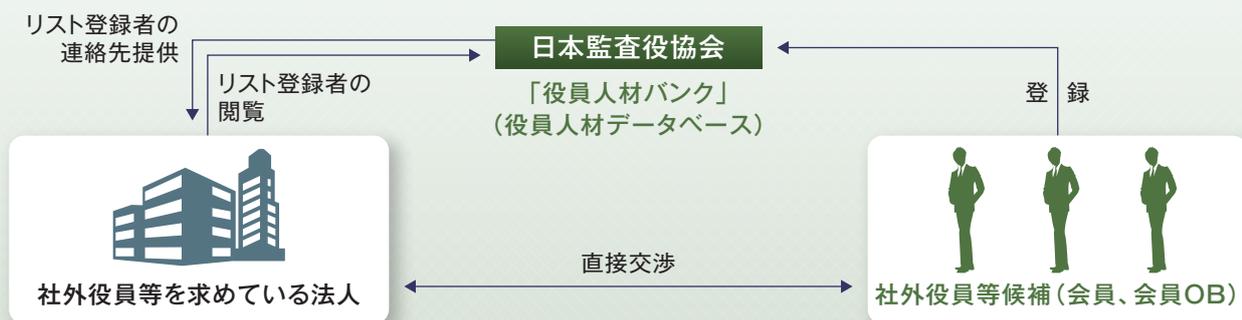
A5判 定価2,300円(税込・送料別)

●監査役の監査職務と年間監査活動 ●機関設計、監査役の選任、常勤監査役の選定、監査役の報酬 ●監査環境の整備 ●監査役会の運営、監査役会設置会社でない場合の監査役間の協議 ●監査方針及び監査計画 ●会計監査人との連携 ●代表取締役との定期的会合、社外取締役との連携 他

刊行物のご注文は、ホームページのインターネット注文フォームをご利用ください。FAXでのご注文も可能です。

役員人材バンク

「役員人材バンク」とは、協会登録監査役・監査委員・監査等委員・監事及びそのOBで、社外役員等に就任する意思のある方のリスト(役員人材データベース)を当協会のホームページ上に掲載し、社外役員等を必要とする法人が無料で自由にリストを検索閲覧できるシステムです。





相談する

Consulting



月例相談室

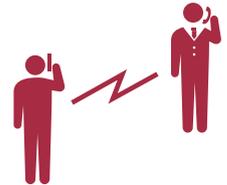
日常の監査実務遂行に当たり直面する様々な法律問題について、法律専門家より直接助言が得られるよう、月例相談室を開設しています。
(対面でのご相談となります)



- 相談のご予約は、本部、各支部事務局で常時受け付けています。
- 本部及び関西支部は毎月1回、中部支部及び九州支部は2か月に1回程度開催しています。
- 開催予定は「月刊監査役」のASSOCIATION NOTICEにて、予約状況は会員専用マイページ「会員向け情報」の「相談室予約状況」にて、ご確認ください。

法的サポート相談室

監査役等が職務遂行過程で以下のような重大な案件に直面したときに、法律専門家から直接助言を得られるよう、法的サポート相談室を開設しています。
なお、本相談室のご利用に当たっては秘密保持を厳格に行い、事務局は担当弁護士と連絡をとる以外一切関知いたしません。
(ご相談はお電話で行っていただきます)



- 監査役の問題が問われるような重大な事件が発生したとき、又はそのおそれがあることが明らかになったとき。
- 監査役自身の行動に任務懈怠のおそれがあるか否か不安を感じたとき。
- 監査役として、取締役に対し法的権限を行使すべきか悩んでいるとき。

相談のお申込みは、本部事務局「法的サポート相談室」担当が常時受け付けています。

Net相談室

会員専用マイページ上に、「Net相談室」を常時開設し、会員からの監査実務に関するご相談を受け付けています。



- 会員専用マイページ「Net相談室のご案内」よりお入りいただけます。
- 過去のご相談のQ&Aを、データベースとしてご覧いただけます。

分類タグ大	相談No ↓	相談・質問	最終回答日
分類タグ中	N0012332	当社が債権所有の不動産（今後事業で使用しない）を不動産会社に売却し、当該不動産を当社代取扱いが当該不動産から購入する場合、利益相反取引に該当することはあるでしょうか。売却先の不動産会社は一般の不動産会社で、子会社、関連会社等には該当せず、社長の関連する会社でもありません。不動産鑑定士の鑑定評価書を取得しその価格（数千円以内のイメージ）で売却しますので、代取扱いが購入する前提で価格を決定するということはありません。今後事業で使用しないということでも取引の合理性があり、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に価格を決定することにより取引の妥当性もあると考えられます。手続きとしては、利益相反取引に該当するなら、利益相反取引として取締役会に付議し、結果報告をします。売却しなければ、重要な資産の売却として取締役会に付議したいと考えておりますが、注意すべき事項があれば、ご教示ください。	2019/10/08
分類タグ小	N0012331	上場準備中のベンチャー企業の労働監査役（社外）で、取締役会及び監査役会設置会社です。この度、開催予定の臨時株主総会の議案の中に、監査役及び使用人に対するストックオプションによる新株予約権の発行並びに監査役会のストックオプション制度について上掲する予定になっており、次回取締役会で決する部案執行取締役の立場がありました。業務監査をするにあたり、通常と違い、自分自身が議案の当事者になることから、自己監査に該当すると考えられますが、どのように対応するのが良いのかご教示ください。（例えば、当事者にならない議案を監査し、当該議案は他の非労働監査役は監査を放棄する、すべて非労働監査役に監査を依頼するなど。）	2019/10/08
キーワード検索1	N0012330	当社は、監査等委員会設置会社の上場会社で、機械製造業です。当社において以下のような事象が発生する可能性が出てきましたので、相談をさせていただくものです。経営者が業務上必要な接客や宿泊などを目的で、会社（当社）が新たに不動産（マンション一室）を購入しました。しかし経営者は当該不動産を、専ら経営者本人やその家族の私的利用のみならず利用する事象にも発生しました。このような経営者の行為は、会社法・金融商品取引法等の関連法令に照らし、どのような問題がありますか？なお、会社が購入した当該不動産は、価格1億円超。経営者は、専ら私的にそれを利用しているにも関わらず賃料等を会社に支払ってはいません。また、このような事象に対して、監査役はどのように対応すべきでしょうか。	2019/10/10

※上記の3つの相談室は会員の方のみご利用いただけます。（無料）

■ 入会のご案内

公益社団法人日本監査役協会では、ご登録いただいた監査役・監査委員・監査等委員・監事の職務遂行に役立つ研修活動、会員相互の情報交換の機会の提供、監査役等に関する最新情報の提供、実務に関する相談対応等を行っています。

協会にご登録いただいた
監査役・監査委員・監査等委員・監事の皆様には、
以下の特典をご用意しています。

- ◆「月刊監査役」の送付
- ◆会員特別料金での研修会受講
- ◆講演会・解説会の無料受講
- ◆一部の講演会等を動画配信にて視聴
- ◆情報交換会への参加
- ◆月例相談室、法的サポート相談室、Net相談室の利用
- ◆監査役・監査委員・監査等委員・監事監査実務に関する必要情報の配信
- ◆役員候補者として役員人材バンクへの登録

皆様のご入会をお待ちしています。

入会金

5万円

年会費

10万円(2人目以降1人当たり6万円加算)

詳しくは、協会ホームページ「当協会について」▶「入会案内」をご覧ください。

協会事務所のご案内

東京本部

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-9-1

丸の内中央ビル 11階(受付)・13階

TEL:03-5219-6100(代)

FAX:03-5219-6110

■JR東京駅 八重洲北口改札から徒歩5分

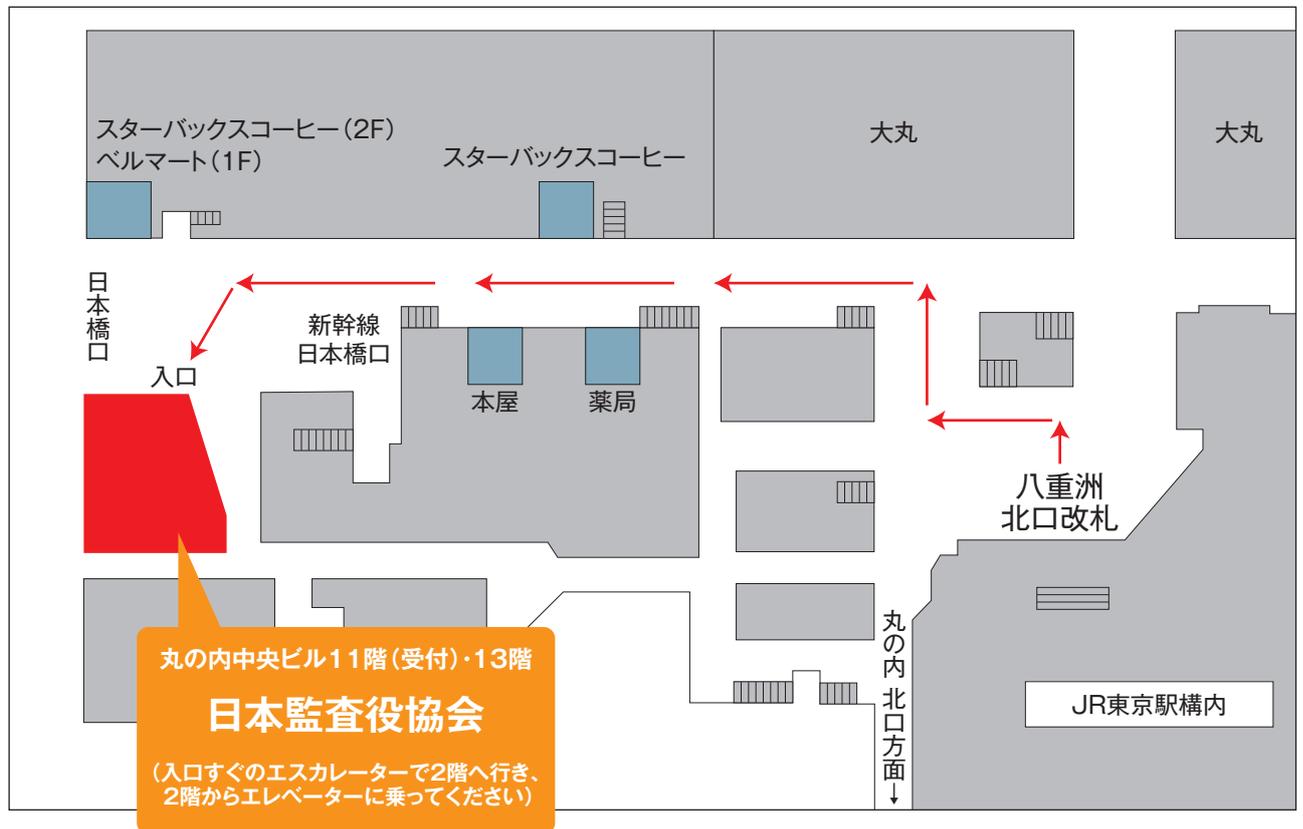
■東京メトロ東西線 大手町駅B7番出口から徒歩2分

JR東京駅よりお越しの方

東京駅八重洲側の改札を出まして、構内を通り日本橋口方面へお進みください。

地下鉄 大手町駅(東京メトロ・都営地下鉄)よりお越しの方

東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線(東京メトロ、都営三田線の大手町駅より地下道を通りB7出口にお進みください。



関西支部

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1-4-16

アクア堂島西館15階

TEL:06-6345-1631

FAX:06-6345-1649

- JR大阪駅 桜橋口から徒歩10分
- JR東西線 北新地駅西改札口から徒歩7分
- 地下鉄四つ橋線 西梅田駅南出口から徒歩7分
- 京阪中之島線 渡辺橋駅7番出口から徒歩3分



中部支部

〒460-0008

名古屋市中区栄2-1-1

日土地名古屋ビル9階

TEL:052-204-2131

FAX:052-204-2132

- 地下鉄東山線、鶴舞線「伏見駅」下車、4・5番出口B1Fから直結
JR名古屋駅から1駅



九州支部

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-1-23

サニックス博多ビル4階

TEL:092-433-3627

FAX:092-433-3628

- JR博多駅 筑紫口から徒歩3分



